

市制施行に関する 住民説明会 別冊資料

(生産緑地、議会、選挙関係)

1 生産緑地制度

市街化区域内の農地について、緑地機能をより計画的・永続的に保全する制度

(1) 生産緑地地区の指定の要件

- ①公害や災害防止、都市環境保全としての役割を果たすこと
- ②将来、公園や緑地など公共施設の敷地として適していること
- ③面積が一団で500㎡以上の農地であること
- ④農業の継続が可能であること
- ⑤ほかの都市計画事業に支障をきたすことがないこと

(2) 生産緑地地区に指定されると・・・

①安心して農業が継続できます。

生産緑地地区に指定された農地であることを表示した標識を設置します。

農地管理のための必要な助言や土地の交換のあっせんなどの支援を行います。

②農地以外の利用が制限されます。

建てられない	農業経営だけの収入では不安だから、賃貸アパート・マンションを建築してこの不動産収入で補おうとしても、こうした農業用建築物以外の建築物などの新築、改築、増築や宅地造成などの土地の形質の変更はできません。
貸せない	農業経営に見切りをつけて第三者に農地以外の目的で貸そうとしてもできません。
借りられない	生産緑地としての農地は、土地を担保に金融機関から借入をする際、その担保評価としてはゼロに近いと考えるべきであり、こうした借入は困難となります。
売れない	農業経営に見切りをつけて第三者に農地以外の目的で売ろうとしてもできません。

(3) 生産緑地地区は基本的には指定解除できませんが・・・

★生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過したとき

★農業の主たる従事者が死亡したとき

★農業の主たる従事者に営農不可能となる故障が生じたとき

⇒市長に対し、買取りの申出を行うことができます。

○市長が「買い取る」場合、

⇒1 か月以内に「買い取る」旨の通知書を送付し、時価で買い取ることとなります。

○市長が「買い取らない」場合

⇒1 か月以内に「買い取らない」旨の通知書を送付し、その後 2 か月以内に他者への所有権移転がなされなかった場合、建築などの行為の制限が解除され、農地以外の利用が可能となります。

生産緑地に関する町の方針は、現在検討中です。決定され次第お知らせします。

2 議会制度

項目	町	市	町条例
議員定数の上限	26 人	30 人	20 人
議決が必要な工事 契約など	5,000 万円以上	1 億 5,000 万円以上	6,000 万円以上
議決が必要な財産 の取得売買	700 万円 以上	2,000 万円以上	

3 選挙制度

項目	町	市
告示日	選挙日の 5 日前までに告示	選挙日の 7 日前までに告示
供託金	町長選 : 50 万円 町議選 : なし	市長選 : 100 万円 市議選 : 30 万円
選挙運動に使用で きるはがきの枚数	町長選 : 2,500 枚まで 町議選 : 800 枚まで	市長選 : 8,000 枚まで 市議選 : 2,000 枚まで
国政選挙区	変更なし	
県議会議員 選挙区	愛知郡で一つの選挙区	原則、市で一つの選挙区